

プロレタリア詩人・梅川文男（堀坂山行）とその時代（四）：非常措置事件に至るまで

著者	尾西 康充
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	15
ページ	75-93
発行年	2004-06-20
URL	http://hdl.handle.net/10076/6615

プロレタリア詩人・梅川文男（堀坂山行）とその時代（四）

——非常措置事件に至るまで——

尾西 康充

序

イタリアやドイツにおいてファシズム勢力の拡大に対抗するために、共産党がイニシアチブをとり、社会民主主義や自由主義の人びとと共に結束した人民戦線運動戦術が日本でも同様の状況下で展開された。一九三五年七月二十五日から八月二〇日までモスクワで開催されたコミンテルン第七回大会では、ブルガリアのデIMITロフやイタリアのトリアツティらが提唱した反ファシズム労働階級統一戦線が決議され、翌年二月、同大会に出席しモスクワに滞在していた野坂参三と山本懸蔵とが連名で記した「日本の共産主義者へのてがみ」が日本で公開された。すでにその戦術は日本でも「労働雑誌」「社会評論」などで紹介されており、大阪では統一戦線の結成を目指した港南地方全労総同盟合同促進協議会が組織されて、その理論が実践され始めていた。

三重においても社会大衆党三重県連合会を中心にして全国農民組合（全農）と全国水平社（全水）とが連携して解放運動を進展させていた。とりわけ朝熊区政差別糾弾闘争では、右の三団体が一致結束して活動し一定の成果を収めつつあった。だが三七年一月二〇日の第一次人民戦線運動事件では新田彦蔵や遠藤陽之助、大山峻峰、藤本忠良など四五名が検挙された。三重郡鵜川原村池底の全農県連北勢地区委員会と松阪市清生 of 全農三重県連とが警官隊によって襲われた。さらに翌一三年一月一八日には第二次人民戦線運動事件が続いて起こり、山本象次郎や中西長次郎、山本平重、植木徹之助ら朝熊区北部の住民三八名が検挙された。このときは度会郡四鄉村朝熊の全農県連朝熊支部が襲われ、区政差別糾弾闘争を展開していた全ての者が逮捕された。特高月報（昭和十三年一月分）の「治安維持法違反被疑者検挙者調」には、人民戦線運動および反動的造言飛語に加わった三重県の関係者として廣田勇四郎、森藤吉、堀内

兎西松、小林弘、遠藤陽之助、大山峻峰、廣田勇次郎（以上第一次）、植木徹之助、中西長次郎、山本象次郎、山本平重、和歌国雄（以上第二次）ら合計一二名の名前が挙げられている。

糾弾闘争を開始した当初、三重県社会課長は「闘争の有る所融和なし」として自重を求めたのに対して、行政当局の対応は信頼できないと判断し、運動の指導者たちは児童同盟休校などを断行して激しい闘争を繰り広げた。この運動の当事者である大山峻峰氏は、二度にわたる人民戦線運動事件をつぎのように整理している。

昭和五年（一九三〇）の宇治山田署長の強引な介入によって調印された、朝熊北部の入会権（実は区民権）をめぐる協定調印に至る経緯の内状暴露を未然に防ぎ、伊勢神宮の膝元でも騒擾事件に発展する可能性を閉ざすばかりでなく、さらに進んで皇祖神伊勢神宮の神威イコール天皇の権威を示すのがこの弾圧の目的であった。そして警察的忠誠を發揮するための好餌となったのが朝熊区政差別闘争委員会であった。つまりこの昭和一二年の弾圧は、昭和八年までの弾圧とはその趣きを異にしている。それは絶対主義的天皇制の狂暴を丸だしにした弾圧であったと云えよう（一）。

大山氏の整理によれば、三二年テーゼによって正体を暴かれた絶対主義天皇制がその報復を目的として警察権力の刃を振り

下ろしたと考えられ、この二度にわたる人民戦線運動事件によって朝熊区政差別糾弾闘争は息の根を止められる。直接的には官憲による弾圧が運動の継続を阻止したのだが、当時の資料には「北部区民は最初全水幹部の言を信頼し、勝利的解決を期待しつつありたるが、其後何等の進捗も見ず、只基金を浪費するのみにして、時日の経過と共に幹部の態度に疑惑の念をいだき、漸次幹部より離間せんとする気運醸成しつつあり」とある（二）。闘争を激発させながら芳しい成果が得られないことへの苛立ちと指導者に対する不信任が北部住民の間に募っていたのである。政府による関与の下で創立された中央融和事業協会（中融）

は国から地方改善応急施設費を支出させ経済更正運動を進めていた。この事業がスタートした三二年度には、政府負担の一五〇万円に地方負担の約二九万円が加えられた合計一七九万円が経済更正運動の予算として計上された。やがて予算は削減されて行くのだが、巨額の費用が投じられた結果、融和政策・融和運動は被差別部落大衆の間に浸透し支持を集めるようになった。中融の予算ばらまき政策は水平運動を分断するものだと批判する一方、全水はその大攻勢に危機感を抱き運動の孤立化を防ごうとした。「融和政策・融和運動の攻勢、社会運動全体への弾圧の強化のなか、全水への広範な大衆の理解を求めなければならなくなっていた」（藤野豊氏）といえよう（三）。

また「昭和十二年における三重県下の情勢」（『社会運動の状況』九）によれば、一斉検挙事件直前の朝熊闘争の状況は「支

那事変勃発後の時局に鑑み北部幹部中にも自重論を唱ふるもの出て、部落民の歩調不一致を来した」と伝えられている。七月七日に蘆溝橋事件が発生し日中間の全面戦争に突入してから、好戦的な世論のなかで孤立するのを恐れた全水は糾弾闘争を自重する傾向が強くなっていた。九月一日、全水は第一回拡大中央委員会を開催し、日中戦争について「われわれは勿論東洋平和と日支両民族の共存共栄のためにこれを遺憾とするものであるが、事ここに至った以上は、国民としての非常時局に対する認識を正当に把握し、『挙国一致』に積極的に参加せねばならぬ」という声明を発表した(4)。このような方針に沿って朝熊闘争の指導者は自重論を唱えたのだと思われるが、それは住民間の「歩調不一致を来したる」結果をもたらしたとされるように、彼らに従って闘争を激発させてきた北部住民の不信を招くものであった。時局への配慮は全水を孤立させないための一つの方策だったかも知れないが、それは同時に運動が内部崩壊する危険を招いたのである。融和運動の攻勢、日中戦争への対応などをめぐって水平運動は深刻なジレンマに陥っていたといえよう。

人民戦線運動事件は全国的には日本無産党や日本労働組合全

国評議会(全評)など合法左翼運動がターゲットにされた弾圧であった。第一次事件は一八府県にわたって四四六名が検挙され、日本無産党および全評が結社禁止になった。検挙者のなかには加藤勸十・黒田寿男社会大衆党代議士をはじめとして山川均・荒畑寒村・鈴木茂三郎などの労農派の理論家や合法左翼の活動家が含まれていた。他方、翌年の二次事件は二月一日に九府県にわたって大内兵衛、有沢広巳、脇村義太郎などの大学教授を中心に三十八人が検挙された教授グループ事件や、この前後になされた「新興仏教青年同盟」「世界文化」などの検挙事件を含めると、検挙者数は合計一、五二二名に及ぶ。

この事態を受けて社会大衆党は直ちに反応し、第一次事件発生直後の三七年二月二日には、連座拘引中の黒田寿男代議士・大西俊夫書記局員を党方針に違反するものとして除名するという声明書を中央執行委員会が発表した。さらに第二次事件に際しては三八年二月七日、党本部で全国府県連代表者会議を開催して対応を協議し、肅党活動の強化を決議した。この会議には全国の県連会長および書記長が前年一月一日に東京芝西久保桜川町へ移転を終えたばかりの党本部会館の会議室に集まった。「社会大衆新聞」(三八年二月一八日号)には、この会議の消息が伝えられており、黒田や大西をはじめとして二十八名が人民戦線運動や反党活動など統制違反の理由で除名され肅党活動を強化することが決議されている。同紙によれば、三重の関係者として石垣国一松阪市議が除名され、三重代表として会

議に出席していた梅川文男が県内の状況を説明したと思われる。社会大衆党本部とは異なって反共產主義の傾向が弱かった三重では、全農および全水、社会大衆党とが協力して人民戦線運動を展開し一定の成果を挙げたので、梅川の立場は党本部から許容されないものであったに違いない。だが地方の批判勢力にとっても、前年四月三〇日の普選第五次総選挙で約九三万票を獲得して六六名の立候補者中三七名を当選させるなどの大衆動員力を示し無産陣営の唯一の政党であった社会大衆党の力を借りる他はなく、結党以来体制の画一化を図ってきた党中央に対しては「もはやほとんど沈黙を守ること」しかない状態が続いていたのである(5)。

人民戦線運動事件後の三八年四月二四日、社会大衆党三重県連は議会報告演説会(現状維持既成勢力の爆撃、既成政党の醜状暴露、西尾問題の真相発表、新党運動批判、挙国一致体制の強化)を開催した。「社会大衆新聞」(三八年四月三〇日号)によれば、河上丈太郎および前川正一、水谷長三郎、西尾末廣が松阪市信用組合ビル講堂で一、二〇〇名の聴衆を集め、杉山元治郎および加藤鎌造、永江一夫、西尾が宇治山田市大世古町公会堂で一、二〇〇名の聴衆を集めて講演した。同紙には「河上、前川、西尾、杉山、加藤、永江は演説会開会に先立ち同日午後四時同県連幹部諸君と打ち揃ひ、伊勢大廟に参拝、暴政応懲の聖戦に日夜奮戦しつゝある我が皇軍将士の武運長久を祈願した」とある。

無産陣営唯一の合法政党であった社会大衆党にとって、憲政党や政友会という既成政党を批判することは世論が味方した。だがファシズムに対する抵抗勢力となるべく期待されて躍進したにもかかわらず、それを無視して党の防衛に奔走し、ファシズムに迎合して行つたことには失望させられる。社会大衆党第七回全国大会は三八年一月二〇、二一日に芝協調会館で開催された。党は全体主義の原則の上に立ち、国家の一元的組織化を目標とする「国民の党および国民の組織」となることが明確にされ、社会大衆党の全体主義化に拍車がかけられた。

他方、全農も全水も人民戦線運動事件の対応に苦慮する。第一次検査で黒田寿男及び大西俊夫、岡田宗司らの検査者を出した全農は三七年一月二九日に声明書を發表し、「我等は過去の運動方針を再検討し、小作組合型を放棄して銃後農業生産力の拡充と農民生活安定の爲めに、勤労農民全体の運動に再出発せんとす」と述べて指導方針の転換と反共產主義・反人民戦線の立場からの社会大衆党の支持を再度表明した(6)。そして翌年、社会大衆党の三輪寿壯の斡旋で日本農民組合総同盟との合同が行われて全農は大日本農民組合となり、二三府県にわたつて約一、五〇〇〇名が参加したが、三重県連は加盟を見合わせていた。

全水は三八年六月一五日、大阪市浪速区芦原町芦原市場集会所で中央委員会を開催した。闘争を通じて被差別部落の解放を期すという従来の綱領を改正し「吾等は国体の本義に徹し国家

の興隆に貢献し、国民融和の完成を期す」とし、それまで批判を加えてきた中融の融和政策に迎合する姿勢を見せた。この全水の右傾化に乗じるように全水三重県連北勢支部は六月一日、国家主義団体の三重勤労報国同志会に好意を寄せていた増山英一支部長の判断によつて支部解散を決定した(「特高月報」昭和一三年六月分)。また松田喜一が委員長を務めていた全水大阪府連は国家主義団体の大日本青年党への合流を協議しており、すでに右翼に転じていた西光万吉や阪本清一郎、米田富ら水平社創立に携わつた人びとと共に水平社運動に大きな影響を与えた。

二

一九三八、三九年頃に梅川文男がどのような思想を持っていたか、それを示す資料が二つ遺されている。一つ目は、名古屋保護観察所がまとめた『農村厚生講習会の概況』(三八年六月七日発行)という報告書である。思想犯の転向を促進しそれを確保することを目的として名古屋保護観察所が三重農村厚生指導者養成講習会を計画した。三月一九日から二三日の五日間、一志郡久居町の厚生会館を会場にして三重の解放運動の活動家が三一名及び他県からの参加者七名が集められ講習会が開催された。全農・全水の関係者では池端勸七、新田彦蔵、小林勝五郎、岩瀬仲蔵に加えて梅川が参加している。巻末に付された名簿に

は、当時表向きは古書店を経営していたため梅川の職業は商業とされている。また当局側の奉仕員として上田音市や松井久吉らが加わっている。この報告書には講演会の講師との質疑応答も記録されているので、そこから参加者たちの思想の一端が窺える。

梅川の行動を知る手がかりとなる資料の二つ目は、かねてから協議されていた通り全水大阪府連が大日本青年党への合流を決定したことについて、三重県警が上田音市と梅川の意嚮を本人から聴取した記録である。警察の訊問に対して彼がどのような答えたか、その記録は『三重県部落史料集(近代篇)』のなかに「三重県警察文書」として収められている。当時の梅川の思想を明らかにするには、右の二つの資料はいづれも重要なものといえよう。以下に一つずつ紹介して行こう。

三重農村厚生指導者養成講習会は河村泰三名古屋保護観察所長が委員長となつて、思想転向者輔導団体明德会三重支部の共催、さらに三重県、津市、松阪市の後援を得て組織された。尽忠報国の精神を伝授する講師として山崎延吉や(農本主義者)、八木沢善二(企画院調査官)などが招かれ、「農民精神の頭場」「国民精神の頭場」「事変下に於ける農村国策の将来」「農村厚生運動の新展開」というタイトルの講義が行われた。この講習会の目的として当局による次のような情勢分析があつたことは注意しておくべきである。

顧みるとき、名古屋保護観察所の対象者たる思想犯関係者は、管下全体にて二百七十五名に昇るが、愛知県の百九十二名に次ぐは三重県の五十三名にして、是等の関係者は三重県に於て嘗つて果敢なる共産主義運動を展開し、名古屋を中心とする中部地方の共産主義運動は凡そこの三重を通じて展開されたと言つて過言ではない。而もこれら関係者の多くは、水平運動を母体として共産主義運動を展開せるもの故、階級意識並に闘争意識は今尚ほ強く、三重県下の嘗つての左翼影響下分子に働きかけ、農村に於ける小作争議を指導しつゝある現状にて、戦時体制下にも拘らず農村に於ける闘争、相剋は今尚ほ止まず、邦家のために誠に憂ふ可きものがあつた。

当局によれば、名古屋を中心とする中部地方の共産主義運動は大凡三重を通じて展開されたものである。水平運動を母体として展開した三重の共産主義運動は今も階級闘争意識が強く、転向者に働きかけて小作争議を指導しているために、戦時下であるにもかかわらず農村での闘争が止まないという。このような情勢分析にもとづいて当局は彼らの活動には厳重な警戒を要すると判断している。

この講習会では、講演を聴いた後に講師を囲んでの座談会が開かれており、そこで講師との質疑応答がなされている。報告書は主催者側がまとめたもので当局にとつて都合の悪いこ

とは記載されていないはずだが、報告書を読めば参加者たちが極めて辛辣な意見を述べていることが分かる。一例を挙げれば、「農民精神の頤揚」という講演後の座談会では、小林勝五郎が農業交付金の意義を問ひ質し「小作人に取つては現在の状態では何の利益にもならない」と述べ、山崎延吉の応答に対しても「交付金の精神は仁徳天皇の御心に基くが如く文書で読みましたが、実際にはそうした精神の温かさは全く失はれていると思ひます」と畳みかけるように質問している。また別の座談会で岩瀬仲蔵は「村山氏は部落に対する差別観念は少数だと言つたが認識不足だと思ひます。実際現はれた事件は少数でも一般に普及してゐると思ふから、その点に対し御研究願ひ度い」と厳しい注文を出している。岩瀬が研究不足を指摘した村山藤四郎は元日本共産党農民委員会委員で、当局側の奉仕員として出席していた。また岩瀬は「地主と融合する、法律が日本的になる迄待つと言ふことは解る。併し明日の問題、今日食ふ為の問題に就ては何うしたらいいか」とも発言しており、自らの運動体験にもとづいた見解を的確に示していた。岩瀬は前年一二月に刑務所から出てきたばかりで、所内では自らを「非転向者」と呼んでいたという。

ところで報告集に記録されている梅川の発言のなかで、最も重要なものは最後の夕食を摂つた後に「感想の夕」として催された座談会での発言である。講習会の総括として出席者がそれぞれ思いを披露し学習の成果を強調しているなかで梅川はつ

ぎのように発言している。

私は三、一五事件に連座して五カ年を刑務所内で過したのですが、中で反省して見ましたことは、是迄自分で克服し得たと自惚れて居た伝統に却つて弾き飛ばされて了つたといふ感じを受け、私達のやつて来たことは実に足の浮いた運動で、農村に根深く染みてゐる伝統を理解せず、眞の農民精神を把握もせず、唯無理押に進めて来たことの誤りを悟つたのです。其後組織にも関係してゐましたが、結局農民を指導するといふやうな確信を失ひ自分一個の生活に終始してゐる者です。

次に転向者運動に対し私はそれがインテリ化してゐる傾向を感じ、特に或一部では転向を売物にしてゐると言ふ不愉快さを覚えた点、觀察所の御参考までにもう一つ、此の講習会は成功であり、有意義であつたと言ふ点は疑ふ余地無いが、講習生が雑多であると言ふことが諸々の矛盾を生じたと思ふ。

梅川によれば、共産主義運動に参加することで農村の「伝統」を克服することができたと思つてゐたのは自惚れでしかなく、かえつてそれに自分が弾き飛ばされてしまつたという。「伝統」に対する敗北というのは転向左翼が均しく口にする科白なのだが、梅川の場合はそれが観念的なものではなく解放運動の最前

線で闘つた者の実感として受け止められてゐる。だからこそ當時の「転向者運動」が「インテリ化」し「転向を売物」にする輩までが出現していることに憤慨しているのである。実際、この講習会にもその類の人物が出席しており、座談会で梅川はその人物が「一度も共産主義運動に関係したことのない人で、最近全農に入り我々と共に運動をされてゐる人であることを御参考までに一寸」と釘を刺している。右の引用の最後でも「講習生が雑多である」ことを批判しているのは同じ趣旨からである。美辞麗句に満ちた行政の転向者輔導政策が農村の厳しい現実とは遊離したインテリ向けのものになっており、軽薄な人物たちがそれに迎合し自分の転向を売物にしてゐるのに比べて、梅川は自分を「結局農民を指導するといふやうな確信を失ひ自分一個の生活に終始してゐる者」としている。社会大衆党県連を率いていた彼は決して「自分一個の生活に終始」してゐた訳ではないが、自己の内面を見つめ直すという行為を忘れていない点、評価されるべきである。

講習会の最後には参加者に修了証書が授与された。授与式では三重県講習生を代表して梅川が答辞を読んでいる。講習会を通して「日本精神」を理解した自分は「銃後ニ於ケル防共思想戦ノ第一戦ニ立ツテ働キタイ」と述べ、講習会が成功裡に終わったことを強調した。右のような追従は当局の監視を逃れるための便宜的なものでしかなく、彼の本意とは異なつてゐたと思われるが、この梅川の態度について秋定嘉和氏はつぎのように

指摘している。

この三重県では、梅川文男さん（全農・全水協力者）とか、その周辺の人々は一九三九年の社会大衆党にまだ在籍しており、しかも一九四一年の一二月に共産主義運動容疑者として検挙されています。私は、梅川さんなんかは「偽装転向じゃないか」と考えたりしています。その「転向」の内容が非常に現実に根ざした「転向」であって、現実の場に依存し考えることからなかなか「転向」が思いどおりにならないのではないかと、またそれが「転向」であっても、そういう重い日常的問題をひっさげて「転向」するから、やはり官憲や政府のほうは疑問視していたのではないかという感じがします。そのことを「転向」と現実のはざまというふうな問題で、今後もっと深く考えたいと思っているわけです（一）。

秋定氏によれば、当局に対して追従の言葉を述べた梅川の態度は「偽装転向」ではなかったか、とする。都市のインテリとは異なり、農村や被差別部落の重い日常の現実のなかで闘争を続けてきた人びとにとつて、言葉の上で思想を転向することはできたとしても、これまで共に運動してきた小作人や被差別部落民を棄てることはできない。程度の差こそあれ、講習会の参加者はみな言葉と本心とが違う「面従腹背のふてぶてしい態度」

を示していたと考えられよう（8）。

三

ではつぎに梅川に関する資料の二つ目、「三重県警察文書」を見てみよう。全水大阪府連が右翼転向したことが新聞で報道された直後、県警はその記事について全水中央委員・上田音市と社会大衆党県連執行委員長・梅川に所感を求めた。当時全水は社会大衆党を支持していたので、大阪府連が独自に大日本青年党に支持政党を変えたことは、運動方針をめぐって全水内を二分させる火種となっていた。全水大阪府連の松田喜一は相次ぐ弾圧や中融による融和政策の攻勢に危機感を募らせ、「全水運動の沈退はその運動方針が当時に於ける客観情勢を無視せるが為にして、之を打開するにはその時時の社会情勢に合流するを要すべし、現在に於ては右翼団体との提携を第一義とすべし」という判断を下した（9）。そこで三六年末から右翼農民組合・皇国農民同盟と関係の深い大日本青年党関西支部と協議を始め、全水府連のメンバー二、三〇名を順次同党に加入させた。新規入党者の一人、高畑久五郎は西成皮革工組合に対して右翼労働組合・大日本産業労働団への合流を勧め、説得の末に組合を解消させた。全水の運動方針を逸脱した松田は自分たちの行動の表面化を恐れ、大日本青年党への加入は個人的な発意にもつ

くものとし、その後あらためて組織の会合を催して、その席上で一定の方向に導こうと工作していた。全水幹部も従来の運動の行き詰まりから何らかの方向転換を迫られていたのは痛感していたが、松田や高畑は機に乗じて主導権を奪取しようとするものであった。だがそれは「従来全水内に於ける左翼的先鋭分子として目された両者が、時局柄きわめて不利なる客観情勢に逢着して案出せる自己防衛の一策」でしかなく、それ故に「その発展性に乏しく、たとえ全水の右翼転向実現の機に至るもの具体化は至難なるもの」であった（「特高月報」昭和十三年一月分）。

右のように治安当局は全水大阪府連の右翼転向に対して低い評価しか与えていない。だがそれがどのように地方組織に影響を及ぼして行くかは注視すべき事柄であった。この問題について梅川を訊問した三重県警の記録を以下に引用する。

松阪市湊町居住

社大党三重連執行委員長

共甲 梅川文男

大阪ノ全水ガ大日本青年党ニ合流ヲ表明シタト言フ事ハ、
彼等従来ノ態度ニ対スル申訳ノ豹変デナイカト思フ。大体
全水関係ノ中間階級ニ在リタルモノハ過去ニ於テ「アナ」
ノ系統ニ在ツタモノデ、今回社大党ヲ一足飛ニ大日本青年

党ニ走ツタト言フコトハ果シテ将来ノ同党ニヨキ結果ヲ与
ヘルデアロウカ疑問デアアル。

然シ我が国現在ノ日本主義団体デ真ニ有意義ニ活発ナ活
躍ヲ為シツ、アルハ同党デアリ、且又将来ヲ囑望サル、団
体モ同党デアアルニ鑑ミ、過去ノ行懸リヲ清算シテ同党ニ合
同シタト云フ事ハ、全水ハ勿論国家ノ融和上寔ニ慶賀ニ堪
ヘナイモノガアル。

梅川によれば、全水大阪府連の幹部は元無政府主義者（アナ
ーキスト）で、ボルシエビキの線に沿って運動を展開してきた
全水中央に対して以前から距離を感じてきた者たちである。左
翼勢力の凋落を目の当たりにし、水平運動の主導権を奪取する
ために社会大衆党を飛び越えて右翼政党の支持を表明したので
あった。彼らの「豹変」は形勢に機敏に反応して支持政党を変
えただけで思想の転換にもとづくものではなく、それは政党の
側にとつても決してよいことではない。右の引用の後半部分に
は「真ニ有意義ニ活発ナ活躍」をし「将来ヲ囑望」される大日
本青年党への合流が「国家ノ融和上寔ニ慶賀ニ堪ヘナイ」とあ
るが、それは県警の取調官に対して配慮した応答であつて、梅
川の本音は松田・高畑の軽率な行動への批判にあると見てよい。
さらに梅川はつぎのように証言している。

勿論大阪府連ノ急転回ハ全水組織ノ上ニ重大ナ波紋ヲ画

クモノト見ネバナライガ、松本委員長ハ社大党ニ於ケル有力ナ幹部デアリ、從而全水一般ガ大阪府連ト同一態度ヲ探ルト云フコトハ認メラレナイ。

然シ全水モ此ノ際従来ノ潜在的態度ヲ明瞭ニセシムルコトハ最モ肝要ト思フ。

三重県ノ社大ハ其ノ組織ガ殆ムド全水関係ニアルヲ以テ、仮リニ全水三重連ガ大阪ノ松田君等ト同一行動ヲ取ル様ナ事ガアツタラ、其ノ及ボス影響ハ勿論大キイガ、全水ガ真ニ日本精神ヲ理解シ、大日本青年党ニ走ルナラバ、之レハ追ハナイガ、全水ノ地方幹部ニヨクアル事件屋ノ如キモノト結託スル様ナ事ガアツタラ全水ノ将来ニ悪影響ヲ及ボスモノガアロウ。

梅川によれば、全水大阪府連の急転回は全水組織に大きな波紋を及ぼすかも知れないが、松本治一郎委員長は社会大衆党の有力幹部であることから、大阪府連と同じ行動は採らないだろうという。しかしこの際、支持政党に関わつてこれまで「潜在的」であつた全水の姿勢を明瞭にしておく必要がある。他方、三重の場合、社会大衆党県連の組織はほとんど全水と重なつてゐるので、もし全水県連が大阪府連のような行動をすれば困つたことになる。それが真に「日本精神」を理解したうえで行動なら彼らの後は追わないが、右翼と共にトラブルに寄生する事件屋と結託してのことなら全水の将来に悪影響を及ぼすだろ

うというのである。このように「三重県警察文書」を読めば、梅川は取調官に対する配慮を示しながらも、急速に右傾化して行く解放運動の情勢を正確に捉え、それらを批判的に見ていることが分かる。

四

蘆溝橋事件をきっかけに日中戦争を本格化させた近衛文麿内閣は三十七年一月一六日に「帝國政府は爾後國民政府を對手とせず」という声明を発表した。それによつて水面下で進められていた駐中ドイツ大使トラウトマンによる和平工作が打ち切られて後戻りできない所まで事態を悪化させた。近衛内閣は挙国一致・尽忠報國・堅忍持久をスローガンにして戦時体制の強化に努め、一〇月には軍人団体や婦人団体、青壮年団体、教化団体など七四団体が参加した国民精神総動員中央聯盟を結成した。当初は単なる精神運動であつたのだが、やがて国債買入れや貯蓄奨励、消費節約、生産増進など国民生活全般にわたる組織化が図られ、国策に対する協力が町内会や部落会を通して強要されるようになった。このような状況下、社会大衆党は三十八年一月二〇、二一日に芝協調会館で開催された第七回全国大会で、「國民の党および國民の組織」構想を採択した。それは「全体主義の原則の上に立ち、國家の一元的組織化を目標とする」、「そ

の国民的組織を通じて国民総意の体现せられたる党」を志向するものであった(10)。全国単一合法無産政党として社会大衆党は、既成政党やファシズム政党に対する失望感を背景に一般市民から広範な支持を集めて議席数を伸ばしてきたのだが、右の構想を通じてアジア侵略戦争を政治的に担う全体主義政党へと変貌することが明らかになった。社会大衆党が変貌した理由は、同党には創立当初から三つの派閥があり、党内抗争の結果「硬直した『反資本主義』論をふりかざしながら、徐々にファシズムへの同調性を強め」て行った麻生久や亀井貫一郎などのグループが主導権を握っていたことが挙げられる(11)。

日中戦争を収拾不能な域にまで悪化させた近衛内閣が崩壊した後の三九年一月中旬、社会大衆党の三輪寿壮と東方会の中野正剛の間で、階級闘争を否定する国民戦線を結成するために両党が合同することで意見が一致する。ファシズムを志向する東方会には、社会大衆党の転向に反発して加入した「旧労農党系の全農最左翼に属していた」運動家も多数存在しており、淡路農民運動で梅川と共に活動した長尾有もそのなかに含まれていた(12)。彼らは「戦時体制を前提とし、それまでの『階級的』主張を『国民的』に塗り替える」ことを通じて「大衆の生活に密着した要求をむしろ積極的に主張し、それをナショナルな政治課題と結合する理論」を与えた(13)。三八年六月には東方会の満州移民視察団に加わって政府の移民政策にも積極的に提言し協力している。それまで解放運動の最左翼にいた者たちが一

転して今度は最右翼に位置したところに、この時代の混迷ぶりが伺える。

社会大衆党と東方会との合同は一時進展するかに見えたが、旧社会民主党系の西尾末広や松岡駒吉らの反対や役員問題をめぐって暗礁に乗り上げ、安部磯雄委員長が不参加を表明したことによって合同は失敗に終わる。だが旧社民系と旧日本労働党との対立は激化し、四〇年二月、第七五帝国議会において民政党斎藤隆夫議員が反軍演説をしたことに対して衆議院が議員除名をした際に、社会大衆党はついに分裂する。安部磯雄ら除名反対派は旧社民系の全日本労働総同盟の支持を得て新党結成に向かった。この折に安部を含め片山哲や鈴木文治、西尾末広、水谷長三郎、松本治一郎など代議士一〇名が社会大衆党から離党除名された。一方、党本部に残った麻生久や亀井貫一郎たちは近衛文麿への接近を強め、六月二四日に近衛が枢密院議長を辞して新党運動に乗り出すことを声明すると、その日の内に党常任執行委員会を開き社会大衆党の解党を決定した。近衛は木戸幸一や有馬頼寧、風見章などと協議を重ね、既存の政党を解党させ新たに単一政党を結成して「聖戦目的貫徹に邁進」する新政治体制を立ち上げることを決めていた。その後、社会大衆党は党代議士会との合同会議で解党の方針を確認すると共に「新政治体制確立の礎石たらん」という声明を発表して近衛の新体制運動提唱に応じ、既成政党にさきがけて解党した。

社会大衆党が分裂したことを受けて同党三重県連合会支部は、

どちらのグループに属するかを検討する会合が早速開かれた。「大阪朝日新聞三重版」(四〇年四月一九日)によれば、四月七日夜、松阪市隣保館に同党全国委員・上田音市や県支部長・梅川文男、県支部執行委員・野口健二および「松阪・山田・一志各地幹部十余名」が集まった。中央で発表された声明書などの情報を分析し意見交換した後、社会大衆党本部派を支持することを決定したという。安部らのグループが画策した党は内務省によつて結社禁止処分が下され、政治活動の道が閉ざされるのだが、三重の場合もそれまで解放運動の最左翼にいた者たちが最右翼のグループに転じるというプロセスをたどる。七月二三日、県連合会支部の解散と同時に新体制促進懇談会が結成されている(「特高月報」昭和一五年七月分)。前年一二月の記録によれば、党三重県支部は党員一二四名で、小林勝五郎執行委員長長の松阪支部に九〇名、野口健二執行委員長長の山田支部準備会に二四名が属していたことが分かる(14)。

五

社会大衆党の分裂、解党という事態に際して全水も大きな動揺に見舞われる。全水中央委員長・松本治一郎は安部磯雄たちと行動を共にして新党の結成に尽力していたが、全水内にはかねてより松本の社会民主主義的な政治的立場に批判的な左翼グ

ループが存在しており、彼らは主導権の奪還を目論んで近衛新体制運動に参加する。社会大衆党の解党と同じように全水を解消させようとするグループには野崎清二や松田喜一、朝田善之助、上田音市らが含まれており、すでに全水を離れ大日本青年団本部囑託となつていた北原泰作との間で協議を重ねていた。

全水は三八年六月、闘争を通じて被差別部落の解放を期すという従来の綱領を改正し「吾等は国体の本義に徹し国家の興隆に貢献し、国民融和の完成を期す」として政府の融和政策に迎合する姿勢を見せていた。だが全水解消派はそれが不徹底であつたために全水の活動が停滞したと批判し、「真に全水が真綱領の精神を体得」するならば「必然的に国民対立・分裂の組織である全国水平社そのものを解体しなければならぬ」という。松本治一郎や泉野利喜蔵、井元麟之ら「全水内に於ける自由主義的、社会民主主義的分子」が「全水を自己の社会的・政治的踏み台として存続せしめるために、全国水平社の解体に反対し、新綱領・新運動方針に基づく具体的な実践活動を意識的にサポーター「ジュ」していると主張する(15)。そして全水解消派は「『部落民』の眞の解放とは、人格の独立と尊厳とを基調とする国民一体の実現であり、それは日本国体の尊厳そのものの中に、国体精神の高揚と国民精神の協同的建設の中に実現」されるとしてフアシズムの一翼を担う部落厚生皇民運動を始めたのである(16)。

四〇年四月三日に大阪中之島公会堂で開催された準備会には、

京都や大阪、岡山、兵庫、滋賀、長野、三重、愛知、奈良、山口、愛媛、富山から四〇余名が出席した。さらに八月二八日、有隣勤労学校および大阪市浪速区栄第二尋常小学校で開催された部落厚生皇民運動第一回全国会議には、準備会に出席した地域から参加したメンバーに大阪市役所社会部・野間宏などの来賓を含めると一一四名が集まった。三重からは上田音市や池端勘七ら七名が出席、上田と池端は理事に選ばれている。松阪では彼らの指導に従って九月一七日に「支部員約一千七百名」の全水松阪支部の解散を決める。さらに三〇日には松阪市日野町二丁目の松阪隣保館で全水県下部落代表者会議を開催し「会員約一万二千名」の全水県連合会の解散と共に部落厚生皇民運動への参加を協議した(17)。

だが全水解散派の呼びかけに応じたものは予想以上に少なく、彼らは水平社運動の主導権を奪還するに至らなかった。そのため二月九日に京都市岡崎公会堂で部落厚生皇民運動全国協議会解散大会を開催した。「対立的・分派的性格」を持たされていいたために多数の人心をつかめなかったとして解散を宣言、二五日を期して朝田善之助を中心とする京都地方同志が平安神宮に解散報告参拝をし、亀本源十郎を中心とする奈良地方同志が権原神宮に、上田音市を中心とする三重地方同志が伊勢神宮に、生駒長一を中心とする愛知地方同志が熱田神宮に同目的で参拝することにが決定された。水平社運動の研究者・藤谷俊雄氏によれば、部落厚生皇民運動は被差別部落における経済的問題の

解決を目指すという生活密着の性格を持つ反面、「高度国防国家建設」のための翼賛運動という高度に政治的な役割を担おうとしたために、彼らの「生活建設運動も、戦時統制経済政策の下における協力運動として、矮小化される弱点」を持っていたという(18)。

他方、全水本部派は安部の新党が内務省によって結社禁止処分を受けると、解消派メンバーを除名すると同時に自らも近衛新体制運動に参入しようとする。四〇年八月二八日に芝協調会館で開催された第一六全国大会では「部落問題完全解決体制の樹立」に加えて「挙国総動員の大和国民運動へ」や「国体の真姿顕現、皇道国家建設」、「君民一如赤子一体天業翼賛」というスローガンを採択した。中融との接触を試みながら自ら融和運動を展開する大和報国運動協議会を結成、一月三日に東京市浅草区松葉町東本願寺で発足大会を開催した。

六

四〇年一〇月一二日、「高度国防国家建設」の中核体として大政翼賛会が第二次近衛内閣の下で成立した。新たに強力で一元的な政治体制を立ち上げることを目指した近衛の新体制運動は既存の政党に呼びかけて解党を促したが、元々指導能力に乏しい近衛に対して過度の期待をかけていた内務官僚や旧政党、軍

部、観念右翼などの利害対立が次第に表面化して行き、諸グループからの攻撃を浴びた結果、当初の目的から大幅に後退し、大政翼賛の「臣道実践」という観念的スローガンを掲げた政府への協力公事結社となった。しかしその後、警察と内務官僚が指導した大政翼賛会の下で「万民翼賛臣道実践ノ国民組織確立ノ推進」が取り組まれ「国民思想ノ統一、職域奉公ノ徹底、国防生活ノ確立、戦時経済ノ確保等」が進められた。四二年六月に大日本産業報国会や商業報国会、翼賛壮年団など六つの官製国民運動団体を傘下に収め、八月には町内会や部落会、隣組、隣保班町内会などを編入して国民支配組織としての役割を果たした。全国単一合法無産政党として反ファシズム勢力の糾合を期待された社会大衆党は、反既成政党・反共産主義を標榜した人びとの寄せ集めでしかなく、一般市民の期待を裏切つて選挙のための集票組織となり下がった。先に触れたように四〇年二月、民政党斎藤隆夫議員が反軍演説をしたことに對して衆議院が議員除名をした際に、社会大衆党は分裂した。その後、斎藤は兵庫県第四区の補欠選挙に立候補し、反ファシズムの立場に賛同する一般市民の圧倒的な支持の結果、再選されるのだが、それを見るといかに社会大衆党が世論の期待を裏切る行動をしていたかが分かる。

近衛新体制運動が始まると、社会大衆党はいち早く解党し時局に便乗しようとした。この時点で日中戦争の泥沼化を危惧し民主的な解決を望んでいた一般市民の意思を代弁し、ファシズ

ムに抵抗する最後の砦となる政党が消え失せてしまったといえよう。それまで最左翼にいた活動家が最右翼に転じるといいうケースがこの時期の解放運動に顕著に見られる。彼らは翼賛運動に進んで参加し、総力戦体制を効力のあるものにすることで社会抑圧や差別の問題を解決しようとした。すなわち総力戦体制下では兵役や税、教育などの責務が一般市民に加重され、国体の名において人的資源の供出が要請される。その結果、社会の全てのメンバーが戦争遂行に必要な社会的機能の担い手となつて国民統合が強化された。社会学者・山之内靖氏によれば、総力戦体制は「社会的紛争や社会的排除（≡近代身分性）の諸モメントを除去し、社会総体を戦争遂行のための機能性という一点に向けて合理化するもので」、「人的資源の全面的動員に際して不可避な社会革命を担った」という（19）。かつて共産主義を奉じていた活動家たちには翼賛運動は社会的抑圧や差別を解決する現実的な方法として、自分の理想をかなえる格好の手だてに映つた。

だがその前提としてアジア侵略戦争が必要とされていたことを忘れてはならない。翼賛運動は軍事力を増強して大陸の肥沃な原野を略取し、紛争や差別の対象をアジアの人民に向ける。労働者や小作農、被差別部落民の解放は開拓移民政策を通して試みられたが、それは根本的な解決とはいえず、総力戦体制の下でも争議や差別の件数が減つたのは治安当局の監視が徹底されたためであり、それら社会問題がなくなつたわけではなかつ

た。しかも国民統合が進められる裏面には統制も厳しくなるのは当然で、「聖戦目的ヲ完遂セントス」という美辞を連ねてファシズムが浸透したのである。

一九四一年一月八日、日本軍はアメリカ軍太平洋艦隊の母港・ハワイ真珠湾を急襲した。翌日早朝、対米英宣戦布告に伴う非常措置として内偵中の被疑事件の検挙二一六名（その内令状執行一五四）、要視察人の予防検束一五〇名、予防拘禁を予定するもの三〇名（令状執行一三）、計三九六名の非常検束が行われた。「特高月報」（昭和一六年一月分）によれば、三重では「共産主義意識濃厚にして凡有運動に関係し常に県下の左翼分子と連絡して自己の指導下に置かんと策動する等合法偽装運動の容疑不勘」として四名が拘引された。梅川に加えて全水県連伊賀支部の松井久吉、元日本赤色救援会県連の野口健二、元社会大衆党県連の駒田重善であった。梅川に関わる主な犯罪事実として（一）「詩精神」「三重文学」などの文芸誌を通じて労働者農民の階級意識の昂揚を図ったこと、（二）人民戦線運動戦術の一翼を担当するために全農県連のメンバーを中心にして社会大衆党県連支部の組織化に狂騒したこと、（三）三七年三月の松阪市会議員選挙及び翌月の衆議院議員選挙に際しては同志上田音市を立候補させて選挙闘争を行ったこと、が数えられたうえで、最後に次のような事項が挙げられている。

昭和十五年七月客観状勢の圧力に従つて社大党支部を解

散一時運動の地盤を失ひたるが、新体制運動の台頭に便乗して三重県新体制促進会を結成、産業組合、革新団体等と緊密なる横断的連絡の下に共産主義的意欲の実現を期せり、本会は大政翼賛会の発足と共に解散するの止むなきに到りたるが、其の最も関心を集中し且実現を希望したるは経済新体制にして殊に

- (a) 金融生産の強制統制
 - (b) 資本と経営の分離
 - (c) 企業利潤の抑圧
 - (d) 配給機構の再編成
- 等の実現に主力を集中せり

右の内容はすでに本稿で論じたものと重なるが、梅川もまた近衛新体制運動のなかで、それまで信奉していた反資本主義の思想をファシズムによる統制へと転化させて実現させようとしていたことが分かる。非常措置事件で拘引された梅川は三五歳、前年四月には二男健士が生まれていた。その後四二年一月一日に治安維持法違反の容疑で起訴され、四四年まで名古屋刑務所で服役する。「戦争へ、敗戦への速度にあわせて、何度も改悪された治維法」によつて左翼思想家だけではなく右翼も宗教者もみな監房に放り込まれた。当時辛うじて残っていた社会大衆党などの合法左翼がファシズムの脅威を軽視し、愚かにも近衛新体制運動に賭したことによつて最後の抵抗戦を自ら放棄し

てしまったことの非は認めなければならない。

七

治安維持法違反で服役を余儀なくされた梅川は當時を回想して、獄中生活の様子を「昭和殉教使徒列伝—カンゴク・アパルト陣回想録—」（伊勢公論）第一巻第一号、一九五二年四月）のなかに描いている。

乱入して来た連中に肩先を押さえられ、目をさましたのが、真珠湾攻撃の翌九日の払暁、それから留置場に八ヶ月、未決監に約一年、そして懲役。灰色のカンゴク・アパルトの一室での面壁生活を、また、八年ぶりでやらされることになった。

梅川は三・一五事件のときは大阪刑務所で服役したが、今回は未決監を三重刑務所で過ごし名古屋刑務所で服役した。八年振りの「面壁生活」を送ることになった梅川を驚かせたのは、彼と同じ独居房の獄舎には「赤」は三人しかおらず、他はみな宗教関係者だったことである。

右隣りが天理教、その隣りがキリスト教、左隣りがキリ

スト教、そのむこうが禪坊主。そのまたむこうが浄土宗。前が天理教に、キリスト教。弾圧もここまできているとは知らず、まったくうかつだったと思つた。「赤」といえば、河合栄次郎、美濃部達吉氏らのような、自由主義者まで「赤」として刈りつくされてしまつていたので。そこまでは知つていた。戦争へ、敗戦への速度にあわせて、何度も改悪された治維法であることも知つていた。

だが、ここまで、鮫のような巨口をひらき、その持つ魔の猛威をふるつているとは、陥せいの底、監獄で、はじめて見たのだ。たとえ声をひそめてであっても、目色、顔色であつても、治維法のおそろしさを、ひろく、すべての人々に訴え、警告することのできた筈のあの社会にあつて、どうして予知できなかったのだろう。私は、自身の頭の悪さ鈍さに赤面した。

そもそも治安維持法は、ロシア革命とコミンテルン結成による新しい組織的革命運動の台頭に脅威を感じた政府が「国体ノ変革」「私有財産制ノ否認」を目的として結社を組織しあるいはそれに加入した無産主義運動家を摘発するための法律であつた。だが二五年四月二二日施行、二八年六月二二日改正を経て、「国体変革」目的の結社罪の最高刑を死刑とし党の「目的遂行ノ為ニスル行為」をなした者も処罰の対象に含めるといふ法の強化をした結果、反政府的な立場を見せる者はみな獄に繋がれるこ

とになった。一度強化された法は法の効力が消滅しないように執行される対象を探し出し、それと共に、拡充された治安機関は組織を維持するために摘発する事件を捏造する。四〇年代、社会から左翼が姿を消した後は、右翼や宗教者にまで累が及ぶことになったのは、法と官僚が結託して自己保存を企んだためであった。

満州事変以降、先行きの不安な世相を反映して様々な新興宗教結社が誕生していた。三五年から三九年にかけて大本教やひとのみち教、天津教、天理本道、天理神之口明道場、天理三輪講、三理三腹元が弾圧を受けた。三九年三月に成立し四〇年四月から施行された「宗教団体法」は「宗教団体または教師のおこなう宗教の教義の宣布もしくは儀式の執行または宗教上の行事が安寧秩序を妨げ、または臣民たるの義務に背くときは主務大臣はこれを制限もしくは禁止し、教師の業務を停止しまたは宗教団体の設立の認可を取り消すことを得」(第一六条)るといふ厳しいものであった。文部省が教会数五〇、信徒数五、〇〇〇以上をもって宗教法人の認可の条件とするという意向を表明すると同時に、プロテスタント全教派の合同は近衛新体制に即応するものであるという見解が政府から示されると、四一年六月に三三のプロテスタント諸教派の合同体として日本基督教団が発足し当局の公認を受けた。だが弾圧の手から逃れることはできず、日本基督教団に加盟しなかつた聖公会とセブンスデー・アドベンチストは言うに及ばず、教団に加盟した灯台社や

耶蘇基督之新約教会、プリマス・プレズレン、美濃ミツシヨ、ホーリネス系三教会、無教会の人びとも厳しい迫害を受けた。「昭和殉教使徒列伝」のなかで梅川は「朝夕、監房内で、敬虔な祈祷を捧げている人達」を描いている。

私は、これらの人たちと、心おきなく接触し、つきあえばつきあうほど、実にいゝ人たちだなあ、とその純粹さに、心うたれ、心なごみ、心ゆたかになるのを覚えるのであった。心あたゝかく話しあつた後、いつも、このキリスト者の人たちは、まだ、ながく続くはずの、こゝでの生活生活への憂鬱な想いを、ふりすてるように首をふり、きつと、大空を仰いで祈るように眩くのだった。

梅川は信仰に忠実に生きる人たちとの交流を通じて国家暴力の非道さを再認識している。信仰の自由が蹂躪されることは悲しむべきことだが、和田洋一氏によれば、戦前のクリスチャンには「全般的に言つて反抗的、闘争的でなく、柔和で寛容で、自己を強く主張せず、苦しみをたえしのぶのがキリスト者らしいキリスト者である」という自他共に認めるイメージがあつて、そのために満州事変以来の戦争政策および宗教弾圧政策に対して抵抗する姿勢が足りなかつたという。

四四年、梅川は監察に付すという条件で名古屋刑務所から出獄する。この時点でようやく思想検事から転向が認められ予防拘禁の必要がなくなつたのだろう。松阪に帰つてからは肉牛組合書記を務め三重定期貨物自動車会社に就職、翌年三月には三

男富清が誕生する。松阪木綿で繁栄した江戸時代の面影を残した松阪の町は、幸いにもアメリカ軍の空襲を受けず、日本敗戦の日を迎える。最後まで可能な限りの抵抗を示し、政府から要請されていた自発的解散に応じなかつた全水は四二年一月二〇日に、その二〇年の歴史を閉じていた。アジア侵略戦争および太平洋戦争を通じて日本人の犠牲者は三一〇万人、アジアの国々の犠牲者は二、〇〇〇万人を超えるといわれる。解放運動に携わつた者のなかにも多くの犠牲者が出たのは痛ましいが、フアシズム勢力に多大な期待をかけ、それに自発的に参加するという過ちを犯し、満州移民政策を通じてアジア侵略に手を貸したことも一つの大きな事実である。

註

本論文は拙稿「梅川文男研究(1)―プロレタリア詩人、堀坂山行の軌跡―」(「人文論叢」第一八号、二〇〇一年三月)、「プロレタリア詩人・梅川文男(堀坂山行)とその時代―松阪事件に至るまで―」(三重大学日本語学文学 第一二号、〇一年六月)、「梅川文男研究(2)―プロレタリア詩人、堀坂山行の淡路時代―」(「人文論叢」第一九号、〇二年三月)、「プロレタリア詩人・梅川文男(堀坂山行)とその時代(二)―三・一五事件に至るまで―」(三重大学日本語学文学 第三号、〇二年六月)、「島木健作と梅川文男(堀坂山行)―「癩」をめぐる―」(近代文学試論 第

四〇号、〇三年三月)、「透谷を嗣ぐ詩人たち―「詩精神」と梅川文男―」(国文学攷 第一七六・一七七号合併号、〇三年三月)、「梅川文男研究(3)―戦前の部落解放運動とプロレタリア文学―」(「人文論叢」第二〇号、〇三年三月)、「梅川文男研究(4)―プロレタリア詩人・堀坂山行と反ファシズム人民戦線―」(「人文論叢」第二二号、〇四年三月)の続稿である。

また拙稿「プロレタリア詩人―梅川文男のこと」(「学塔」第一〇六号、三重大学附属図書館報、二〇〇〇年一〇月)、「小津安二郎の中学生時代・仄聞」(「三重シネマレター」創刊号、〇一年五月)も合わせてご覧いただきたい。

なお引用文中、今日の人権意識に照らして不適切と思われる表現が見られるが、歴史的背景を知るための資料として修正を加えずにそのまま引用した。また旧字体は新字体に改めている。

(1) 大山峻峰『三重県水平社労働運動』(一九七七年八月、三一書房、七五―二七六頁)

(2) 渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成』第三卷(一九七四年六月、三一書房、五一―五頁)

(3) 「一九三〇年代の水平運動」『民衆運動と差別・女性』、一九八五年二月、雄山閣、一二〇頁)

(4) 前掲(2)と同書、四九八頁。

(5) 高橋彦博『社会大衆党の分析』(増島宏他編『無産政党の研究―戦前日本の社会民主主義―』(一九六九年三月、法政大学出版局、四四―九九頁)

(6) 『日本労働年鑑』第一九卷(一九三八年版、二四四頁)

(7) 『近代と被差別部落』(一九九三年三月、解放出版社、二五五頁)

(8) 『解放運動とともに 上田音市のあゆみ』(一九八二年三月、三重
書出版会、二二八頁)

(9) 前掲(2)と同書、五二七頁。

(10) 『日本労働年鑑』第二〇卷(一九三九年版、二四七〜二四八頁)

(11) 成田喜一郎「社会大衆党における『新党運動』—東方会との合同
問題を中心に—」(『歴史評論』第三四二号、一九七八年一〇月、二〇
頁)

なお成田氏によれば、社会大衆党には麻生久や亀井貫一郎等の中間
グループ(現実主義)、松岡駒吉や西尾末吉等の右翼グループ(協調
主義)、小堀甚二や橋浦時雄等の左翼グループ(闘争主義)があった。

右翼は日本労働総同盟における組合活動に専念し政治活動には消極
的であったのに対し、中間グループと左翼グループとが路線対立を示
していた。しかし第一九回総選挙に際して左翼が麻生久の応援を拒絶
し、党外に加藤勘十の応援をして同党を離脱した結果、中間派が党内
の主導権を握った。

(12) 有馬学「東方会の組織と政策—社会大衆党との合同問題の周辺—」

(『史淵』第一一四号、一九七三年三月、七四頁)

(13) 同右論文(八一頁)

(14) 『三重県部落史料集』第二卷(一九七四年二月、三一書房、六六

八〜六九九頁)

(15) 「部落厚生皇民運動第一回全国会議」経過報告、引用は前掲(2)、

六七七頁。

(16) 同右書(六六四頁)

(17) 「朝日新聞三重版」(一九四〇年九月一九日)および「伊勢新聞」(同
年九月二九日)

(18) 『水平運動史の研究』第六卷研究篇下(部落問題研究所出版部、一
九七一年八月、一三五頁)

(19) 『総力戦と現代化』(一九九五年二月、柏書房、一二頁)

(20) 同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究』第一卷(一九
六八年一月、みすず書房、一二頁)

〔おにし・やすみつ 本学教員〕